

予防接種健康被害救済制度の申請に必要な「受診証明書」について

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものであるため、救済制度が設けられています。この救済制度の申請には医療機関・薬局で作成された「受診証明書」が必要となりますので、記入例をご確認いただき、受診証明書を発行くださいますようお願いいたします。

記入例

別紙2-(2)

受診証明書 （予防接種健康被害認定申請用）

性別の記入漏れに注意してください。

①氏名	岐阜 太郎		②性別	男	③生年月日	1975年 6月 1日			
③現住所	岐阜県岐阜市藪田南〇一△								
④疾病名	心筋炎								
⑤医療を受けた日数	入院外診療実日数	R5年3月分	R5年4月分	年	月	年	月	年	月
	入院日数	1日	3日						
⑥患者負担額	医療費								
	[A]+[B]		15,000円						
	内訳								
	特殊医療費分	[A]	0円	医療保険等自己負担額分	[B]	15,000円			
上記のとおり、医療を行ったことを証明します。									
令和 5年 5月 8日 ← 日付の記入漏れに注意してください。									
※裏面参照									
医療機関の名称 岐阜県庁病院									
所在地 岐阜県藪田南 2-1-1									
開設者の氏名 藪田 太郎									
印 (A4)									

治療を行った疾病名を記入します。
※「～疑い」といった記入や、症状名（複数でも可）の記入も可。
※薬局が作成する場合は、医療機関（医師）に疾病名を確認のうえ、記入してください。

④「疾病名」欄の疾病に係る医療を受けた日数を記入します。
※同日に通院・入院がある場合は入院のみ1日として計上。
※受診証明書、診療録等の書類の取得のためだけの受診は対象外。
※通院・入院日数の欄が足りない場合は、別紙（様式は自由）に記入し、添付することも可。
※薬局の場合は、記入不要です。

病院の院長や管理者等でも可

「受診証明書」とは、疾病について治療したことを証明するものであり、医師が疾病とワクチン接種に因果関係があると証明している必要はありません。

(注意)

- この受診証明書は、厚生労働大臣への予防接種健康被害認定申請手続きのためのものです。
- ①～③の欄は、医療を受けた者の氏名、性別、生年月日及び現住所を記入してください。
- ④の欄は、疾病名を記入してください。
- ⑤の欄は、疾病について、医療を受けた日数を1か月ごとに入院実日数及び入院外診療実日数別に記入してください。
- ⑥の医療費の欄は、医療機関に支払った額を記入し、その内訳として特殊医療費分（免疫学的諸検査であつて、医療保険対象外）及び医療保険等の自己負担相当額を記入してください。

【B】医療保険等自己負担額分

④「疾病名」欄の疾病に係る保険診療に相当する医療費で、健康保険等から給付される額を控除した自己負担額を記入します。

※差額ベッド、薬の容器、文書代等の保険適用外のもの対象外。

※食事療養費標準負担額は対象。

【参考】対象となる医療

- ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ・移送

⑥患者負担額「特殊医療費分」について

特殊医療とは、免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療をいいます。

各検査の上限額は以下の通りです。

種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T細胞及びB細胞)サブポピュレーション測定	免疫担当細胞であるT細胞及びB細胞を分離同定するための検査であって、Eロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及びEACロゼットの検査が含まれる。	10,000円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。	
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであってPHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及びLPS(Lipopolysaccharide)に対する反応が含まれる。	10,000円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000円
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
抗A、抗Bその他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗A及び抗B抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000円
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分C1～C9の定量が含まれる。	25,000円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility)貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及びNBT還元検査が含まれる。	15,000円

・ 予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法 (昭和52年04月28日厚生省告示第103号)

※出典:「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き21版(厚生労働省)」